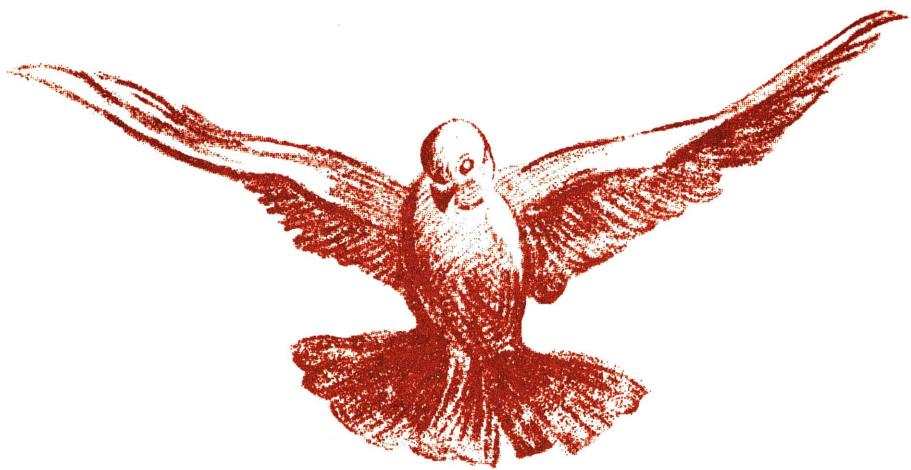


育教の兒幼

号五第 卷六十四第



會協園稚幼本日

保育者の新しいノート (7)

S. K. 生

(1)

○いつか或る先輩に、「あなた新らしい憲法を知っていますか?」ときかれてハツとした。初めて新聞に出たとき、読んだには讀んだが、たゞ讀んだというだけで、それから特別に研究もしない。書き方が口語體で、前の憲法のように固苦しくは感じなかつたけれど、といつて、その意味がよく分つたのではなかつた。それで、その先輩に「いゝえ」といつたら、「いけないわ」といわれて頬が赤くなつた。

○それから二三日たつて、またその先輩に聞かれたから、「まだ……?」といつたら、これお讀みなさいといつて、憲法の講釋の本を貸して下さつた。折角貸して下さつたのだからと思つて、その晩讀んでみたら、案外よく分つて、とうとう夜ふけまで讀みつけた。そうして、なんだか、新らしい自分の國のこととはつきりしたような氣がした。なぜこうならなければならぬのだろうということになるといろんな譯もあるが、この憲法をもとにして新しく生れる、新らしく再建されてゆく、わが國の姿が、なんだか明るく目に浮ぶような氣もした。

○その話を先輩にすると、「そう、それであなたも一人前の新日本人よ!」といつて笑われた。そうして、「第一、新しい憲法を知らないで、新日本の教育は出来ないわ」と眞面目にいわれた。その人は、おだやかな方だが、その言葉には力があつた。そうして、この若い私がと、恥かしくなつた。

○こないだ、再教育の講習の時、ある友達が、「いやねえこんどの講習には憲法なんてむつかしいものがあるのよ、第一あんなもの保育と關係があるのかしら?」といつてゐるを開いたとき、この人よりは私の方が少し先輩だなと、ひとりで得意になつた。

(2)

○きょうは大失敗。みんなで手をつないで遊戯をした時、三郎さんの服の腕が、肩のところから、すつかり破れてしまつた。みんな笑うし、三郎さんは泣き出しそうになるし、どうしようにもわたし、針も糸ももつてないんでしよう。隣の組の方に借りようと思つていつたけれど、やつぱり持つていないといつの、やつと針だけもつてた人があつたけれど糸はないという、やつと糸をもつてる人があつたけれど黒糸だという。三郎さんの服は白でしよう、黒糸じやあ困ると思つたけれど、仕方がないから、それで假りに腕をくつつけたが、私が裁縫が下手なうえに、その肩のところがヒダになつてゐるんでしよう、その上、その針がさびて、通りが悪いでしよう、すつかり無細工な縫い方にになつたのが、白地に黒糸だから、どまかすことも出来ない。三郎さんは、それでも喜んで呉れただれど、おうちへ歸つてから、先生が縫つて下さつたのと喜んで見せるのかと思うと、まだ胸がどきどきする。いつそ、破れない方の腕をほどいて歸せばよかつたかしら。それもあんまり腕のいい話だし。いゝえ、じょうだんとじやない。

第十四卷 第五號 幼兒の教育

次 目

講 座

幼兒保育者と教養	倉 橋 懿 三 (2)
子どもの生活の觀方	山 下 俊 郎 (4)
學校教育法に幼稚園が規定せられるまで	中 谷 千 稲 (8)
二保育の實際二	
遊戲「うみ」	倉 ハル (12)
二母の知識二	
11歳から五歳まで	田 陵 宣 補 (14)
保育の意味	倉 橋 懿 三 (20)
保育者の新しいノート (7)	S · K · 生
學校教育法における幼稚園 (1)	倉 橋 懿 三 (24)
一、新しくなつた幼稚園 (教育基本法から)	
二、學校教育法における幼稚園の目的 (上)	

幼兒保育者と教養

倉橋惣二

だれでも教養を缺いてはならない。幼兒保育者にも同様である。しかも實際は案外それがなあざりにされてはいらないだろうか。そして、相手が幼兒だからということで、自他ともにいゝのがれたりする。とんでもない。相手が幼兒であり、幼兒教育だからこそ、わたしたちに特に教養が必要だといわなければならぬ。知識や技術を教える教育とちがつて、人間性と教養とだけをもつてしてゐる教育だからである。

幼兒保育者にかぎらず、一般に、われ〜教師に教養の乏しいのが、遺憾な事實ではあるまいか。教師は、その受持つ學科の知識に明かに、技術にたん能でなければならぬ。また教育のしかたに科學的準備と經驗的熟練をもたなければならぬ。しかし、それだけでは足りない。一般的教養に豊かでなければならぬということは、言つてみれば當然のことであるが、近頃、しきりに警告されてゐることである。そして、よき教師の資格として、よき教師の養成の要件として、一般教養の必要が強調されてゐる。そして小學校、中學校の教師はもとより、専門的な學校の教師にも、その注意が促されてゐる。

すべての教師は、その教養をそのままを持ち出して、授け興えるわけではない。教養は本來が、その人の内に籠り、それとなく、何どとも、ひとつなく、ひとつでも、かおり高く、うるおい豊かに、にじみ出るだけのものである。教師の場合とて、その例外ではない。そして、ものゝ觀かたに、感じかたに、考えかたに、従つては、その時々の行動の上に、清さや、高さや、深さを興えるものである。さて、それが、教育の上にどんなに大切なことであろう。

幼兒保育者は、わけても、その幼い相手と共に、共に觀、共に感じ、共に考え、共に行動することを以て、その教育の全面としているといつていゝ。してみれば、幼兒保育者の教養如何は、その教育の全部の内容であり、本質を左右するものだといつていゝ。知識や技術を内容とする教育では、それだけでも、一應は教育してゐるといふこともある。そうではない幼兒教育では、幼いものゝ、ものゝ觀方、感じ方、考え方、またその行動に、清さや、高さや、深さを、だん〜に加えるほかに、教育をしてゐるとはいえないものである。すなわち、教養なしに眞の幼兒教育は出來ないともいえる。

幼児と共にうたうために、音楽の技能は、それ程高くなくとも済むかも知れない。しかし、幼児と共に聽く音楽の鑑賞力は高くなくてはなるまい。幼児に繪を指導するに、畫家として、そんなに秀でていなくても出来るかも知れない。しかし、幼児と共に觀る美術の鑑賞力は優れていないくなるまい。幼児に語る言葉に、そんなに深いものはいるまい。しかし、文學を解し、自然を感じる教養の深さは、決して幼児の理解や感覺の程度にとどまるものであつてはなるまい。幼児に與える文化は、幼児文化の限界内にあるものであるべきだらうが、幼児教育者のもつ文化が、幼児文化の限界内のものでなければならぬ論理はない。高く深い眞の人間文化でなければならぬ。幼児文化は幼児向きのものであつても、幼児教育者自身の文化は、幼児向きのものであつてはならない。

又、それでこそ、幼児向き文化が、眞の文化の裏づけをもつであろう。

教養は自分のためのものである。教師としてどうものではない。しかし、低い教養、淺い教養、狭い教養を以て子どもに接することは、子どもを、低俗、淺薄、狭いにすることにほかならない。教師としての、最も大きな責任といわなくてはなるまい。その反対に、軽く、平易に、共に遊んで呉れ、語つて呉れる教師によって、識らず／＼、高く深く廣い心に觸れさせられる子どもは幸福といわなければならぬ。

そして、教師の心を高く、深く、廣くするものは、教養のかないものである。

但、高く深く廣い教養を積むことによつて、幼児教育の低さ、淺さ、狹さをいとうようになつたら困る。困るよりも、それは、まだ眞の教養になつていないものもある。眞の教養は、決して、そんな淺はかなものでも、高慢なものでもない筈だからである。

それどころか、高く深い教養は、幼児の生活をも、高く深く感じさせずにはないだろう。教育しよう、教育してやろうとのみ、その低き淺さに即していっては、それ以上のものを幼児に感じることが出来ない。即すべきところは即しつゝも、教養を以て幼児を感じするのみが、その幼児教育に高さと深さとを感じ得させられるのである。幼児教育を、その低き淺さに即しつゝ、高く深いものに感じていて呉れる教師こそ幼児のために、眞に貴い教師である。すなわち、教養の乏しい教師は、樂しい教師、お世話になる教師ではあつても、貴い教師ではないかも知れない。但またいう、その貴さは、教師自身の意識することではない。教師自身は、幼児を樂しくし、幼児を世話することに、身も忘れてゐる。その姿もまた、たゞそれだけの平凡の人であつて、教養による貴い幼児保育者などとは、そと目に見えないであらう。眞の教養は、自分で意識しないほど、その人の身についているものだからである。高い教養を以て幼児と共に低くいる人、その人こそ、眞の幼児保育者である。

子供の生活の觀方

教育研究所教養部長 山下俊郎

一

保育という營みは幼児の生活をまもり育て、行く事である。しまゝでよく間違えて考えられ、また實際に行われて來たことも少くないようだ、子供の生活におまじなしに、押つけ式に色々と教え込むようなやり方は、決して正しい保育の姿ではない。幼稚園令に保育項目といふものが定められていたので、昔の學校の諸學科のようにこれを考へて、唱歌を教え、遊戯を教え、手技を教えるといふ事が、幼児保育のすべてであり、そしてこれで終りであるというような考え方がないでもなかつたと思う。勿論、口先きでは、保育項目が保育のすべてではないと言つてはいる。然し、實際に見ると、必ずしもそうではない向きが多い。保育講習などでも保育項目に關する講習だと参加者が非常に多い。然し多少理論的な事柄になると始めから敬遠してしまう傾向が見られる。また幼稚園を參觀して見ると、遊戯やお唱歌は大變上手に仕込まれてゐるが、便所へ行つて見るとまるでお話にならない程汚なかつたり、幼児の爲にしたと思われる何の工夫も見られなかつた。

つたりする、どうのような事實は、少くともしまゝでの保育者の考え方の在り方が、保育項目偏重主義に陥つてはいたといふ事のまぎれもない證據ではあるまい。勿論保育項目に採り入れられてはいるものは、少くとも基本になる考え方の上では、幼児の生活の實際にあらわれてはいるものに根據を持つてゐる。だから保育項目そのものが全面的に否定されなければならないというのではない。保育項目は何處までも保育の一つの面として考えられなければならない。けれども、それは何處までも一つの面に過ぎないという事も亦忘れられてはならないのである。

保育項目の事はこゝでしまゝ一つの引合しに出したまでの事に過ぎないので、私の言ひたし事は、保育といふ營みは、何處までも幼児の生活全體に亘つて、生活を保育するといふ事でなければならぬことである。

新しく發足しようとしている小學校の教育では、社會科といふ名のもとに、特に低學年に於ては生活指導といふ事が重視されるという事である。そしてそれのみでなく、總ての學科が、子供の實際生活に直接に結びつけられて、しまゝでと

は違つた意味で學習されるようになるという事である。小學校に於てさえそうであるから、幼兒の保育に於てはなおさら生活という事が重視されなければならないと思う。

このように考えて來ると、幼兒保育に於て重視されなければならぬ生活の保育に就いて、この幼兒の生活そのものを如何に見るか、どのように摑むかという事が第一に決定的重要な要素を持つものになつて來ると思う。保育の在り方は幼兒の生活を如何に見るかという事によつて、定まつて來るからである。

二

幼兒の生活の觀方には色々の觀方があり得る。

子供には子供らしい、子供の生活があるという。いわば子供らしさを子供らしさとしてそのままに受け入れ、そのまま、に嘆美するという態度が先ず一つの觀方として擧げられなければなるまい。子供は子供らしい物の觀方を持つてゐる。無生物も自分と同じように生きてゐると思う。お月様は自分と同じに歩いてゐる、というのは子供の觀方である。數日前、私の近所の家にお産があつた。この家に六つの男の子がいる。お産があつてからこの子に會つたとき「赤ちゃん生れたでしよう」と聞くと「うん、赤ちゃんね、たらいの中に入つたんだよ」と言つていた。子供らしい、非常に率直な質感のこもつた觀方である。子供はこのように物を觀る爲、往々にして私ども大人の氣づかない事柄を強く印象づけられる。こ

の事は、往々にして大人を讚嘆させる。或る人は童心の純粹さに心打たれる。物を率直に直觀的に受けとる爲、子供の心の動きには、美しい詩があると言う。最も自然に素直にまわりの世界を、純粹な心で、最も純粹に受けとるという意味から言えば、子供は確かに優れた詩人である。このような事から、大人は子供に學ぶべきであつて、子供を教えたり導いたりするものではない。子供こそ最も優れた天使であるという考え方の人が世の中には少くないようである。

然し、これは少くとも子供の生活の一つの面であるという事を私共は忘れてはならないと思うのである。いままで可なり多かつたわゆる童心讚美論者は、子供の心の一つの面を見て、他の總ての面まで律しようとする偏ったものゝ觀方に陥つてゐるという事を私はこゝに指摘したいと思う。殊に、幼兒の生活には最も子供らしい生活がそつくりそのままに現われる。幼兒は天使であるという觀方、考え方には、確かに一面の正しいものがある。けれども、これが總てであるといふ考え方には、少くとも幼兒の生活を正しく導くという、保育基礎としての子供の生活の正しい觀方としては、決して充分ではないという事を私共は考へなければならないと思うのである。幼兒保育者の中には、殊にこの童心讚美論者が少くないのでこの點を警戒しなければならないと思う。

三

いま右に述べた童心讚美論の立つ子供の生活の觀方は、い

わば藝術的兒童觀とでも名づけていゝものと思うのであるが、このような觀方は正しるものではあつても、何處までも一面的にのみ認めらるべきものであつて、全面的にこれのみで貫いて行くべきものではないことは既に右に述べた通りである。これが全面的に貫き通さるべきものではない事には、言うまでもなく根據がある。それは第一には童心讚美論は、何處までも童心をそのまま受取るという靜的な、極端に言えば鑑賞的な態度が根本になつてしまつて、育てらるべきものが子供の生活である事をとがく忘れ勝ちになり易いからである。子供の生活は何處までも、私共大人殊に保育の立場に在る者によつて育てられなければならないものだからである。

讃美する態度は讃美するものを渴仰の對象としてたゞそのまゝに受け容れの態度である。この事から藝術的兒童觀の陥り易い誤り、態度を誤つたものとして判断しなければならない第二の根據が生れて来る。それは讃美するものは、子供を子供として、たゞそれのみを切り離して考えるといふのは极端な分離した孤立的な觀方を探り易いからである。今は、正しい、新しい子供の觀方は常に子供を孤立したものとしてよなく、まわりの社會との關係において觀るという態度を探る。童心讚美論的、藝術的な子供の觀方は子供だけを考え、子供とまわりの關係、子供をまわりの社會との關係に於て考えるという事をしない。然し、子供は、既に述べた様に、私共が育てるものであり、育てるものは子供のまわりに在る社會である。今日の環境に於て、私共は、新しい保育の在り方を

としてこの子供とまわりとの關係を根柢に置いた在り方が最も正しるものと考える。この意味に於て、子供を孤立的に考え易い藝術的兒童觀は決して全面的に正しい觀方とはいえないものである。

こゝに述べた二つの根據は結局する所、一つの根據にまとめてしまつてもいゝものであるが、要は藝術的兒童觀は一面に正しさを持つてはいるが、それは何處までも一面であつて、これを全體へ貫き通そうとすると今述べたような誤謬に陥る事になるのである。

四

既に述べたように、保育の在り方は子供の生活の觀方によつて定まるべからず。右に論じて來たように藝術的な子供の觀方が少くとも偏り過ぎたものであるとするならば、私共は正しい子供の生活の觀方とはどういうものであるかをしつかりと揻んで、正しい保育の在り方の據りどころを得なければならぬ。

では正しい子供の生活の觀方はどういふものであろうか。それは一言にして言えれば、科學的な觀方であるといつてよい。すべて教育的な營みは、何よりも先ずその教育の對象を正確に揻んで、その揻んだ所を基礎にして行われなければならぬ。正確な揻み方とは、科學的基礎に立つて、ものを理解する仕方をいうのである。教育の仕事に於ける科學的といふ事は、このような理解をもとにして、正しい教育の方法を

打ち樹てる事である。この意味に於て、科學的な子供の生活は、觀方の正しい保育の基礎となるべきものである。實はさきに、私共が藝術的子供の觀方が、子供をまわりとの關係に於て觀るという事を忘れてしる事を指摘したのも、新しい兒童心理學的研究の結果からをもとにしてくだした所の科學的批判なのである。私共は、何處までも科學的基礎の上にたゞなければならぬ。

子供の身體的生活に對しては新しい醫學の基礎に立脚して、精神的生活に對しては新しい兒童心理學に立脚して、そしてこれ等を総合して新しい兒童學的基礎に立つて正しい子供の生活の觀方が組織されなければならぬ。この科學的兒童觀が、これから保育の在り方を決定するものである。

私は、いままで我が國の幼兒保育に見られる最も大きい缺陷は徒らなる藝術的兒童觀のみが多くして、科學性に缺けていた點に在ると思う。現在、我が國で行われつゝある教育制度の改革に於て、最も重んぜられているものは教育の科學的基礎であり、教育心理學的基礎が最も重要視されているのはその一つの最も著しい現われである。今は、私共は幼兒保育の世界に於てもまた、科學的基礎が最も強く要求せられるものであり、これが満されたとき始めて、文化國家再建の一翼としての幼兒保育の前進が約束されるものと考えるのである。

◇同じ年齢の同じ日本の兒童であり乍ら一方は家庭が富裕であるが故に、教育的施設としての幼稚園に入園し、一方は家庭が貧困であるからとて社會事業の對象たる託児所に收容すると云うことの面白からざることについても保育關係者のひとしく不合理性を感じるのであるが殘念乍ら今日まで、文部省と厚生省の所管から離れることが出来なかつたのである。

◇東京都内の私立幼稚園協會と、都立幼稚園の國體東京都保育會の幹部懇談會が二十一年秋に開かれた席上、「東京都内の全保育の交流を計り、親睦提携をしようではないか」との議がもち上り、國立幼稚園會(女高師幼稚園、第一師範幼稚園)東京都保育研究會(都立保育園)東京都厚生事業協會保育部會(私立保育園)の三團體幹部と數回寄り合い相談を進めた。

◇六月十一日午後一時半より丸の内交通協會講堂に於て「東京都保育連合會」の創立總會が開かれた。

◇會する者聞長保母八百名講堂に溢れ、椅子もなく、多數の方に立つていたどいしたのは誠にお氣の毒であった。

◇雨のために少し遅れて開會、小野重内氏司會の下に三谷此治氏座長となり、現後承認、役員選舉をする、せん考委員によつて二十名の理事選出、直ちに理事會を開いて、内山憲尙氏を理事長に選出する。

◇内山理事長の挨拶に次で、全國保育大會開催の件について協議し委員一任を以て可決。委員は理事會にその入選を一任。

◇司令部教育部初等教育係のフエファーナン女史の來場あり、保育に對しての懇切なお話と、質疑應答があつた。
◇文部省、東京都教育局長、同厚生局長の祝辭があつて、第二部として、倉橋惣三先生の「保育の連合について」の講演を承る。
◇第三部余興として各團體が（合唱、舞踊、劇等あり、盛會裡に四時半終了した。（連合保育會より）

○ 東京都保育連合會成る

學校教育法に幼稚園が規定せられる迄

文部事務官 中 谷 千 藏

凋落の冬から春、春から夏と自然是生命の營みを續けて來た。生い立ち、伸びる草木の新しい澆刺とした力に何か打たれる思いである。

自然の生命の營みの姿が、本然的な在り方であるならば、敗戦日本の混亂と無秩序の中にも、育くみ、伸ばさんとする努力が繼續されさえすれば、本然の日本の生命がやがて芽ぶいて來るであろう。

今こそ迷盲な過去の錯誤から目覺め、吾々は、新しい光と、健やかな人類の福祉との明日の實在を希求せずには居られない。

憲法はかかる理想と日本の決意とを世界に向つて宣言した。そしてこの實踐の爲にこそ教育は基本的な營みでなければならぬ。

今議會に於て協賛を経た教育基本法は、明らかにこの根柢となるものが教育であり、更に教育の目標とその方針を規定して居る。教育基本法は謂わば、教育憲章とも呼ぶべきものであつて、一切の教育はこの教育基本法の精神に基いて運営されねばならない。

この教育基本法に則つて、學校教育の體系、即ち幼稚園、特殊教育から小學校、中學校、高等學校、大學迄一切の學校に於ける基準と目標と機構等を規定した法律が、學校教育法であつて、今度新に議會の議を經て、本年四月一日から實施されることとなつた。これこそ、日本の民主化を促進し、世界への信用を恢復し、やがての平和を推進する根柢となる歴史的意義を有する事柄であり、これの成果は列強の注視する處のものである。

この新しい法律に幼稚園も學校として體系の中に明らかに規定され、職員の身分も上級諸學校と同様に、教諭となり、從前のように子坂の幼稚園は、一應廢止され、新しい法律による新制幼稚園が發足した。

私は今この新制幼稚園の發足に際し、丁度春の芽ばえに對する様な感慨を以つて、あの戰時中、壓迫され、放任され過ぎた幼兒教育のことを顧みずには居られない。

昭和十六年國民學校制度の實施と共に幼稚園令の全面改正を企圖して成らず、續いて戰爭に突入して、幼稚園は有閑的存在の様に宣傳され、戰のだけなわになるに従つて、觀念的

な行政措置の下に不要なものとして断壓を受け、或る地方に於ては、閉鎖の憂目をさえ見た。戦時なればこそ、幼兒を保護育成し、暖かい環境に、荒みゆく彼等に愛の手をさしのべることこそ必要なのに、却つて統制主義的觀念的な粗野な行政措置に、幼けない魂は徒らに放任された。幾度か衝激し、何等かの打開策をと努力したこと、當時にあつては全く空しいものとして葬られてしまつた。それは長い冬の暗い冷たい荒涼とした野の姿にも似たものであつた。

敗戦日本は、新憲法の實施と共に再建の歩が踏み出されんとして居る。その基盤たる教育の使命の大きさに今更の様に、胸に漲るものがある。教育は、彼岸へ到達する爲の舟であり、舟を推しすめる原動力である。明日への努力と希望こそ教育者のみが知る感激である。教育の根柢的なものは國民教育でなければならない。その國民教育の基礎とし、就學前教育として、國民教育の重要な一環として、民主的教育の温床として幼兒教育は明らかに、新教育法の中に確固たる地歩を與えられるに至つた。

若き芽生えを育ぐむ力は木の幹に依り、幹は大地に深く支えられ、その基盤の中に於て根の營みに依り必要な養分が吸收され続けるよう、混亂の中に育つ幼兒に明日の糧を送り、新しい明日のいぶきを見る爲に、この現實に根ざして、吾々は新しい幼稚園を育て眞に内容づけることに力めねばならない。

今文部省には幼稚園保育内容調査委員會が設けられ「保育

指導要領」が研究され、編纂されつゝある。「保育指導要領」は保育内容や保育方法等の基準を示す、幼稚園教諭の爲の手引書であり、法的には保育内容や保育基準を示す準則である。私はこの「保育指導要領」の編纂に携わられる委員の人達と會合する度に、いつも明るい楽しさを感じさせられる。そして私はこゝまで來る日の待ち遠しく、且つ不安であつた日のことを顧み、委員會で静かに聞き役に廻つて全般に氣を配つて居られる倉橋惣三先生の顔を仰ぐことが屢々である。

昨春來朝した米國教育使節團は、我が國の教育界に大きな示唆を與えて呉れた。その報告書にも幼兒教育のことが擧げられて居た。昨秋以來内閣に設置された教育刷新委員會に於ても新教育制度の刷新改善の議と共に幼兒教育のことが論議される所となつた。然し乍ら現下の情勢下に於ては山積せる教育諸問題の數々に亘り速に議決を要し、その實行に移すことを要請される情態の繁忙の中であつては、委員達も相當の熱意を有する人達ではあらうが、ともすると幼兒教育のこととは當然のこととの様に、他に議論の多くが費されることとなつて、うつかりしているとおきざりにされんとする傾向もあつたのであるが、この間にあつて、刷新委員會員たる倉橋先生の努力と、政治的機微をとらえ剛わからず弱からざる、微妙な配慮に依つて遂に昨年末總理大臣官邸に於ける總會に於て、幼兒教育を學校體系の中に置くこと並に幼兒教育の義務制を希望するとの決議がなされ、内閣へ建議される重要な事項として採擇されることとなつた。その間の心労は知る人のみ

お察し得ることの一つであらう。

寒い冬の夜、しん／＼と冷え込む様な文部省の鐵筋コンクリートの建物の中、食事もなく火もない、節電の爲にうす暗い電燈のもつた、坂元青少年教育課長室で、色々と幼兒の教育ことで協議し乍ら、倉橋先生は病後の躬をも、夜の更けるのさえも忘れたかの様に次々と語られて居れば、六、三制實施準備の激務に疲れた坂本課長も、疲労を忘れたかの様に、しみじみと語つて居られるのを、私も傍らで聞き乍ら、食う爲に追はれ、ゼネストの高潮しつゝある社會情勢からは何と縁の遠い、何と無心な姿態だらうと心に熱いものを覺えたことであつたろう。

かうした對談が、寒い冬の夜幾度交わされたことであつたろうか。雨の日も風の強く窓のガタ／＼鳴る様な日もあつた。

幼兒教育の法案のこと、幼兒教育の委員會設置のこと、託児所と幼稚園の調整のこと、保育指導要領の企畫のこと等もこれ等の鼎談の中から生れたと言つても良いであらう。

學校教育法の第七章は「幼稚園」となつて居る。この第七十七條は、幼兒教育の眼目とその目標のことを規定した條文である。小學校の教育目標（同法第十八條）に掲げる事項と關聯して、その幼兒期に於ける程度とその目標の在り方について、その表現には相關性とその限界が對比して見る時、自から得されるであろうが、この立案に當つて坂元課長は種々に苦心されたことであつた。このことに關しては法制局に於て

も説明等の際にも實に御苦勞されたことであつた。

一方厚生省に於ては兒童福祉法の立案に當り中央社會事業委員會に諮詢し、幼兒保護の審議がなされ、幼兒保育の一元化のことと論議されたので、文部省としてもこの際從來の弊を改めるべく努力し、満四歳以上の者には教育を重點とする教育施設、満四歳未満の者には愛護を主としての保護施設と云うこととし、齊しく教育を受け保護される處の機會均等の精神の具體化を希求したのであつた。従つて私は學校教育局长の代理として中央社會事業委員會でも、この線の實現の爲に種々意見をも吐露したのであつたが、現下の情勢下に於て、將亦幼兒教育の義務制實施に至らない状態からはこの企圖も一應見送らなければならぬ結果となつたので、託児所、幼稚園の關係は從前の儘とし、幼稚園は満三歳以上から就學迄の幼兒に對する教育を行う施設として學校教育法に規定されたのであつた。然し乍ら「保育指導要領」は託児所職員にも幼兒教育關係者にも役立つように留保しつゝ進行させて居る故、從來より緊密な關係が生ずるであらう。

將來幼兒教育關係の重視に伴つて幼兒教育者再教育施設が盛んに行われねばならない。この場合には勿論現職の儘の取扱を受け、資格向上の特權も考慮されることとなるであらう。

こうした再教育は國又は都道府縣等で行われるであらうが、眞に新しい自覺とよい意味の自尊心の復活と實力向上を期し、お互の間に於ての研究會、討論會等が續々行われる様

な自發活動の起ることを熱望したい。

新教育の再發足と共に幼稚教育制度も新發足した。吾々は

理想を實現する爲に今を知らねばならない。今を知ることは、

幼兒の心身の發育の程度と幼兒その者を知らねばならない。

春の陽だまりの様な暖さと伸びやかさと安全感に満ちた環境を思ひつゝ、未だ混迷と社會不安が續いてゐる社會を直視しつゝ、冷靜に私達の行くべき道を選ばねばならぬであろう。

幼兒の爲の春を迎えるに當つて、私共として感激に堪えなことは、學校教育法に幼稚園が規定される様になつた蔭にあつて、親切に種々御指導下さり、或時は自ら筆をとつて何吳れとなく助成して呉れた連合軍總司令部民間情報教育局の顧問ヘファナン博士の御厚意である。

先生はカルボニヤ州の初等教育局長であつた。先生の子等に對する愛情の豊さとその識見の深さは吾々を敬服させずにはおかしいものがある。先生は日本の性格と傳統の尊ばれるべきことや、日本本來の文化財の活用等のことを指摘されることにつしても大きな反省と、文化國家の建設の爲には日本人自らが立ち上らねばならないとの感慨とを深く感じさせることが屢々である。

今迄いつも頼られない乍ら、常に求めて精進されて居た幼兒教育關係者のあの眞摯さを今更の様に思い起しつゝ、新しい制度をきつと内容づけ、充實して行つて呉れるであろうことを信じ乍ら、今は春の空を貫く様な自然の生命の營みの

清新なたぐましさに打たれ、胸満つるものを感じつゝ筆を搁く。(昭和二十一年四月)

〔一九頁からつづく〕

これ迄の觀察では二歳位の幼兒の、一つの物事に對する注意持続時間は、その對象物によつて、かなりの差異がありますが、大體二・五分から五分位のものであります。それが五歳位になりますと、その約二倍の長さになつてきます。

〔五歳の幼兒に期待できる日常生活上の習慣〕

(一) 五歳までに、よく看視されてきた幼兒であれば、日 常生活の自分の身の仕事のことは殆んど總べ自分でできることになつては居るものである。

(二) 彼等は、自分で、顔や手を洗い、歯にブラッシュをあてようと自らの發意で着手する。

(三) 頭髪に櫛をあて、また、靴紐を結んだりすることは未だ獨りではできない。手助けを要する。

保育の實際

遊 戲 「う

み

作詞 倉橋惣三
作曲 戸塚敏明
振付 ハル

ひろい ひろい ひろいうみ
とおじ むこうは どこのくに
あおじ そこには なにがある
ひると よると じるじるに
どこの はなし なみのあと
はれと くもりと ときどきに
なにを うたうか なみのあと

(一) ひろい ひろい ひろい海
連手を前後に四回振る
とおじ 向うは
連手をゆっくり下から上にあげる
どこなく
手は上げたまゝ左上を見る
に……右下を見る

深く 深く 深く海 青く底には
青く底には

(1) 上げた手はそのまゝ、左下を見、右下を見る
(何があるだろうと、探すような氣持で)
（2） 曲と 夜と いろ／＼に

(1) の「ひろい／＼ひろい海」と同じ動作を行ふ
（2）の「ひろい／＼ひろい海」と同じ動作を行ふ
どこの はなし なみのあと
軽く膝の屈伸を行ながる、連手を軽く上下に振り頭を左
右に四回まわす

(四) 晴と 曜と ときどきに
連手をとき、手を次第に肩にかけながら圓心にすゝみ、
「に」でしゃがむ
何を うたうか 波の音
頭を左右に四回まわす

間奏…八呼間の間に連手しつゝ後にさがり、もとの圓にかかる。

うみ

倉橋惣三 作詞
岡本敏明 作曲

單純に

The musical score consists of three staves of music. The top staff shows a vocal line with eighth-note patterns and a piano accompaniment. The middle staff continues the vocal line with lyrics: "ひろいひろいひろいうみ". The bottom staff continues the vocal line with lyrics: "とかいむこおはどこのくに". The music is in common time with a key signature of one sharp (F#). The piano accompaniment features simple harmonic chords and bass notes.

二歳から五歳まで

醫學博士 巴 陵 宣 裕

一 心理的な要求

草木や野菜を育てるには、それぞれの草木、野菜が要求するところの土地、日光、温度、栄養、空氣などを充分に且つ適當に供給してやることが必要であります。人間の幼児を育てる時にも、これと同じように、各時期のそれぞれの幼児が実際に要求して居るものをおこに且つ適當に與えてやることが必要なのであります。ところが、これまでの幼児教育に於いては、幼児の要求する事柄は、幼児が實際に要求して居るものによつて指導されずして、成人達が皮相的に考えて居る意見や、成人の便宜に従つて指導されてきたのであります。

このことは、幼児の人格の發達にとって甚だ面白くないことがあります。發達しつゝある幼児の生理的 requirement のことに就いては、我が國でも醫學者は勿論家庭の兩親たちが、相當の知識を以てこれを善處するよう努めて居ますが、發育しつゝある幼児の心理的 requirement のことになると、充分な知識が未

だ一般に充分に普及して居りません。

二 行動の動學

要求とは、どんなものかとすることを先ず考えてみましょう。一般に、生物といふものは、どんな生物でもそれが生きて居る限り、絶えずその環境と交互作用を營んで居るものであります。生物は絶えず、その環境に働きかけて居り、環境とのこののような交互作用に置かれて居る生物がその生命を維持し、その個體を發育成長させて行くために是非、満足させようとする内部の衝動が幾つもあります。それが即ち、こゝで言う要求なのであります。そしてこのような要求は、生物の行動となつて現われてきます。人間の幼児の場合もこの例外ではありませんのであつて、殊に、幼児では、それが發育の途中にあるといふ事實によつて、その要求するものは非常に特異な形態を帶びて居るのであります。

- (一) 何故に或る幼児は引込み思案となるか。
- (二) 何故に或る幼児は攻撃的となるか。

(三) 何故に或る幼兒は破壊的となるか。

(四) 何故に或る幼兒は發動性を缺いて居るか。

幼兒のこのような問題を考える際、これまでには、これらは、主にその幼兒の生れつき即ち先天的な素質によるものだという考え方が支配的でありました。しかし、よく検べてみると、これは、主に、發育とともに變化して行く幼兒の要求が巧みに處理され得ないで居るために生ずる環境に對する幼兒の調整失調であることが明かとなつてきました。それ故に、幼兒の養育、教育には、人間行動の動學を理解することが必要になつてきます。

(一) 或る一定の年齢には、どのやうな行動が特徴的であるか。

(1) どのような環境の因子が、幼兒の自然的健康的な發育を促進させ、また、妨げて居るか。

(二) 一般に幼兒の行動は、どのような基礎的な要求に基いて居るものであるか。

このようなことに關する深い知識と洞察を持つことは、幼兒教育者や一般的の兩親たちには是非必要になつてくるのであります。

三 一、三才はたゞ過程だけに

興味

そこで先ず、どのような行動が幼兒の各年齢期に於いて特

微的であるかをみてみましよう。これによつて、幼兒の發育の標準が大體判るのであります。

幼兒は、生後の第一ヶ年間を通じて、新らしく自覺めてくる感覺によつて、周圍の世界に反應してきます。彼等はこの年齢期に、何んでもかんでも色々な物に接觸して、味わい、嗅ぐことを欲します。二年乃至三年までの幼兒が人の仲間のなかへ入つてくる様子を見て居りますと、彼等は目にとまる總べてのものを手でさわり、もてあそぼうと欲します。それは、堅いものでも柔かいものでも區別がありません。また、總べてのものを自分に携えることを欲します。人形、木片、粘土、織物の切れ、紙の切れなどを自分の身に携えていることを欲します。このように、ものを持ち、それを携えて歩く、というのが一・三歳の幼兒の特徴であります。また、この年齢期の幼兒の遊びを見て居りますと、幼兒は人形のきれいな衣服を剥いで、古い汚れた衣服で人形を包むようなことをいたします。それを見て、成人が「あなたは、何故きれいな着物で人形を包まないのですか……」ときしても、この質問には幼兒は無關心であります。この期の幼兒には人形の着物そのものには興味が無いのであつて、彼に興味あるのは、人形とその着物とをもあそぶことだけなのであります。この期の幼兒が砂遊び、粘土遊び、木片遊びをしても、それは遊びの過程だけに興味があるのであつて、遊びの對象・遊びの結果出來てくるものには、何等關心がないのであります。だから、彼等が人形をこねしたり、繪具や鉛筆で大

きな面に、むちや書きをしたりしても、それを干渉したり、それに成人の考え方で暗示を與えたりしないがいいのであります。たゞ彼等のこうした興味と行動に親切さを示してやればいいのであります。次に、幼児がこの期よりも少し、生長しますと、その行動に協調さが現れるようになり、たとへは木片遊びをして、それを積み重ねて家を作つたと思つたり、また、人形遊びをして、人形をベットに入れたり、ベットから坐蒲團の上に移したりするというような、或る程度の統一のある行動をするようになります。

このような傾向がだん／＼と進むと、遊びの過程よりも遊びの結果生じてくるもの、即ち行動の効果に興味の重點が移つてくるのであります。大體三歳乃至四歳の幼児にこのようない現象がみられます。

四 四、五才になるご劇化に興味を持つようになる

幼児がもう少し生長して、次の段階に入ると、木片で自動車や汽車をつくつて、自分がその運転手や汽笛手になつたり、人形遊びをして家をつくつて、その家のお父さんになつたり、お医者さんになつたりするというようになります。即ち、遊びに劇化が生じてきます。

これは、四・五歳の幼児からみられます。このように、遊びに劇化が生ずると、彼等の考え方を遊びに移す遊び仲間が是

非必要になつてきます。遊び仲間でゲーム（競技）をするのは、もつと年齢が進まないとできません。少くとも、六歳近くならないとできません。ゲームも最初は鬼ごっこのような非組織的なゲームであります。練習や熟練を要する組織的なゲームは、もつと年齢が進まねばできません。以上述べました幼児の行動の進化を要約しますと、次の四階段があるということになります。

(一) 感覺的で手なぶりをする時期——この時期では、自分の周囲のものを何でもはめたり嗅いでみたり、手なぶりしてみたがる。

(二) 遊び、行動のプロセスだけに興味を持つ時期。

(三) 遊び、行動の結果効果に興味が生じてくる時期。

(四) 行動に劇化が生じてくる時期。

二歳から六歳までの幼児の行動の發育は大體以上の四つの階段に區劃することができると思ひます。

五 社會的の發育

充分に自由な、よく整備した環境の下に育つた幼児では、二歳の年齢では、人に親みやすく、人の前で自意識の強くなつるものであります。二歳——二・五歳では、幼児は個人としての自己を自覺し、且つ、自己と他人との關係を自覺して居ります。この時期では、新らしい人や新しい経験から戻り込みするという特徴を持つて居ります。次いで漸次、自己主張的になります。これは彼を重壓するように思われる世界

の中でお己を維持しようとするからでありまして、成人は、この時期の幼兒を屢々「強情で我儘で、行儀が悪い」と思つてあります。全く二十二・五歳の時期の幼兒の75%は抵抗的、否定的性格を表わすものであります。しかし、これは、世界の中で自己を維持して行かうとする健康な徵候であります。また二十三歳頃の幼兒がグループの中に居るのを見てみますと、彼は、自分自身の興味だけを追うて、他の幼兒には興味を持ちません。

この頃では、他の幼兒と遊ばず、物を相手にして遊んで居りまして、大部分の時間を自分獨りで遊んで居ります。五歳頃になつても、自分獨りで遊び、自分だけの興味を追うて居ることが多いものであります。

六 各時期の年齢の幼兒の行動 に就いて正しい觀念を持つ て居ることには必要である

成人があまり多くのことを幼兒に求めると、幼兒は抵抗的、否定的になり、神經過敏になつてきます。勿論いろいろ個人差はありますが、各時間の年齢の幼兒の要求、行動は次のようなものであります。

〔二一歳〕
(1) じきに泣く

の中でお己を維持しようとするからでありまして、成人

は、この時期の幼兒を屢々「強情で我儘で、行儀が悪い」と思つてあります。

(1) 寢床をぬらす
(2) 親指を吸う

(3) 成人は、この時期の幼兒のこのようない特徴をたゞ叱りますが、これは、全くよくありません。

この時期の幼兒は、まだ肉體的、情緒的の統整や、言葉の統整を獲得しようとする途中なのですから。それで屢々寝床をぬらしたり、食物をたべさせて貰うことなどを欲したり、食物を拒絶したり、親指を吸つたりいたします。

もう一つ、この時期の幼兒の特徴は、行動に兩極性がみられるということであります。二十三・五歳の幼兒は、實體の積極的時期とでも言ひますか、彼は周囲のものを探検するに従つて彼自身の能力が非常な明確さを以て發達して行きます。この新しい且つ急速な機能の發育の時期に屢々對稱的或は兩極的な行動を同時に現わします。たとえば、物を分配することを拒絕したり、反対に、ごく氣輕に、物を分配したりするようなことがよくあります。この現象は他の年齢期よりもこの時期に最も屢々現われます。また、危険にとび込んだり、反対に危険をひどく恐れたりすることが屢々あります。バスに乗ることをひどく恐れたり、街へ出ることをひどく恐れたりするようなことは、この時の幼兒に非常に屢々あります。新らしい食物に尻り込みするようなことも屢々あります。二四歳の幼兒は一般に、食事の時に、ぐずぐずして長い時間がかかるものであります。

〔一一三歳の幼児に、日常生活上、期待できる習慣〕

- (1) パンツ・ズボンを引き上げたり、引き下げたりする。

- (1) 衣服のボタンをはめたり、はずしたりすることに興味を持つ。

- (1) 上衣の腕の通るところが充分に大きければ、自分で通す。

- (4) 靴下や靴を自分でぬぐ

- (5) 手を洗つたり、拭つたりすることを手傳う。

- (6) 歯をみがく手傳いをすることが出来る。

〔三歳〕

三——四歳の時期は、はつきりと新らしい能力を出現させることの多い時期であります。この時期は、むしろ、前時期に出現した運動機能の統整が始まり、又言葉の能力を完成させる時期であります。周囲を元氣に飛びはねたり、大陸でしゃべったり、笑つたりすることがこの時期の最も特徴的な習慣であります。

また、三——三・五歳頃は、自分でものことをすることを喜び、それを反覆することを喜ぶ時期であります。何んでも自分の獨力でものごとをしようと主張する時期です。即ち、

自力に對する心理的要の強く出現してくる時期であります。ですから、この時期の幼児を取扱うには、この自力を許す。

してそれを勇氣づけることが大切であります。高いスペリデンを勇敢に滑り下りたりすることに強い興味を持つ時期であります。

〔三歳の幼児の日常生活に期待できる習慣〕

- (1) ボタンとボタンの穴が大きく且つ適當な場所にあれば、ボタンをはめたり、はずしたりすることが出来る。

- (1) パンツやレギンス・靴などは、適當な指導をえれば、自分でつけることが出来る。

- (1) 手を洗つて拭うことが出来る。

- (4) 歯をみがくことができる。

〔四歳〕

この年齢期では、言葉が重要さを帶びてきます。即ち、四歳になりますと、幼児は全く異つた線に沿うて積極的な實験をやるようになるのであります。この時期では、實驗は運動機能、肉體的な活動よりも、むしろ、言葉や社會的接觸のことになります。四歳の幼児の言葉は、すでに他人に影響を與え、他人を支配する有效な道具となつてきます。

四歳になると他人を批判しました他人の注意と賞讃とを求めるようになつてきます。

この時期のもう一つの特徴は、いくつごと世界と實の世界とを屡々混同するということあります。四歳の時期では、

事實を誤り傳えたり、空想的な物語りをするのは、この期の

幼児が或る特殊な目的を獲得するために言葉を道具として使用していることを示すものであり、また、つくりごとの遊びを試みていることを示すものであります。また、この期の幼児が未だ非現実の世界と現實の世界との區別が明確にできないことを示しているのであります。成人は、これをうそをついたとか、だましたとか言つて責めてはなりません。むしろ、眞實と非眞實との區別をつかむように助けてやるべきであります。

これに關聯して、この時期を取扱う上に特に注意すべきことは、おとぎ話や怪談のようなものをこの期の幼児にきかせることは全く有害だということであります。つくりごとの童話やおとぎ話は、幼児の心理が現實の世界に根をおろすまで聞かせるべきではありません。成人は慶々この期までの幼児に童話をやおとぎ話ををして、それで幼児を樂ませ、また、よく教育して居るようと思つて居るものですが、これは大きな誤りであります。たゞ幼児の頭をかき亂して居るにすぎません。更に、もう一つこの期の幼児の特徴は、四歳の終りから五歳頃になると、リズムのある音や言葉のつどりで遊びをするということです。よく、この期の幼児は仲間と一緒にになって、同音や類似音の言葉をくり返えし反復し合つて笑つたり、忍び笑ひをして樂んで居ることがあります。

この期は全く、言葉に興味を持ち、言葉の發達する時期でありますから、成人はこの能力の發達をさまたげぬよう指導

することを忘れてはなりません。

もう一つ、先に述べましたように、この期は劇化した遊びに興味を持つ時期であります。

【四歳の幼児に期待できる日常生活の習慣】

(一) 着物が單純で充分な大きさのものでさえあれば、獨りで着たり脱いだりすることができる。

(二) 頭髮に櫛をあてたり、歯にブラシをかけたり乾かしたり、頭髮を洗つたり着物の泥を洗つたり乾かしたり、ができるが、なほ或程度これには、手助けを要する。

【五歳】

これまでの各年齢期に比べると、五歳の時は發育や變化の速度の速い時期であります。幼児はこの期からだんだんと社會性の度を増してきて、グループの計畫に自分自身をよく適應させる能力が生じてきます。また、注意の持続時間が長くなつてくるので、比較的長時間の努力と興味の持続を要するグループの遊びや計畫について行くことができるようになります。

五歳頃の幼児は三歳の幼児のところで述べたと同じように全く新しくことを實驗するといふことよりも、むしろ、既に獲得した技巧や運動機能を更に改良し、仕上げて行かうする傾向にある時期であります。こゝで、幼児の注意の持続時間のことを少し述べて置きたいのですが、「一一頁へつづく」

保育の味

倉橋惣三

この味をぬいて、保育は、必要論と目的論と原理論と方法論との戦になる。ことによりたら、味のないかすに止まるかも知れない。そんなことで、保育実践家は、ほんとうに保育に没入し得るものでない。

保育の必要は誰れでもう。保育の目的はきまつてうる。保育の原理と方法は研究者が考える。たゞ保育の味だけは、幼児保育の日々の実践家のほかには分らない。

この味は自分で味わへなくては分らない。多分相當の年月を重ねなくては分らない。更に、恐らく保育といふよりも幼児に苦勞しなければ分るまい。たゞ、年月を重ねてうる中に味のぬけることもあるし、苦勞している間に味のすりへらされることもないとえなし。

教育は人と人とのふれあいなしに出来ない。保育は殊に、懸念、こまくしふれあいである。保育の味は、そのふれあいにのみ味われる。保育の実際はむづかしくもあり骨もある。決してらくな仕事でもなく、或る意味に於ては苦勞の連續である。しかもその勞苦の間に、しみぐとした味わいがある。

保育の味は必ずしも甘じと限らない。苦くもなく辛くもないが、よそからおもうように甘つたるものではない。しかし、一旦味つたものには忘れられない味である。保育実践家はその忘れられない味、味わはずにじられぬみりよくに引きつけられて、毎日毎日の保育をする。

學校教育法における幼稚園

(一)

—講習筆記—

倉橋惣三

新しくなつた幼稚園

—先ず「教育基本法」から—

序説

幼稚園はこの昭和二十二年四月一日から新しくなつた。今までの幼稚園令は廢止せられて、新しい「教育基本法」に基く、新しい「學校教育法」の中の幼稚園となつたのである。新しい意味において、新しく感じる必要がある。「今までの幼稚園令によつた幼稚園とちがうことを、はつきり考えなければならない。それで先ず、新しい教育基本法との關係からお話して行かなければならぬ。一體「教育の目的」と云う言葉があるが、これに二つの意味がある。われわれが實際行つてゐるそ

れどの部分の教育の目的と、その大本である國の教育全體としての目的である。幼兒教育の目的は幼兒といふ對象と、幼稚園という特殊な場所に於ける目的であるが、その根本には國の教育全體としての目的といふ大きな目的があるのを忘れてはならない。それども學校の先生はその學校の目的を以てその日々を教育するが、それはいつも國の教育全體の大きい目的に結びつき、そこから發している。それを忘れては本據のない出先の仕事をするだけになつてしまふ。ところが幼稚園は同じ國の教育でありながら、學校でないといふところから、なんとなく、その點の考え方へ缺陷があつた。すなむち幼稚園も、國の大きな教育目的から出發してい

るものであり、常にそこへ逆上ることなくしては、本當に幼稚園の解釋は出來ぬといふ心もちが、少し缺けていたようである。ところで、今までとはとにかく、新たに幼稚園が學校教育法の中に位置をもつた今日、その點がしつかり考えられなければならない。同じ學校教育法の中にある大學・高等學校・中學校・小學校それべくの目的と幼稚園の目的とは、その部分的目的としては勿論違つてゐるが、學校教育法としての目的においては同一根源に立つてゐる。殊に今度の學校教育法では、その各學校の目的が一貫してゐる。教育の程度はちがひ、教育の質に於て差別はあるが、縱には一貫の連絡が考えられるのである。幼稚園のことを考へるに當つても、これをよく味わふなくてはならない。それを忘れては、根のない枝を眺めているようなものである。但、學校教育法には、各學校の目的は指示されてゐるが、この大もとの目的は一々書いてない。それを示してゐるのが「教育基本法」である。わが國の教育でこの教育基本法に基づいていなければならぬ。従つて、幼稚園も、その大本の目的を「教育基本法」にさかのばつて考へなければ明かでないのである。勿論「教育基本法」に保育のことは書いてないが、その根本的目的に就ては、そこからの研究が大切である。今まで皆さんが、幼児とあどけなく遊ぶ間にもたえず「教育勅語」に立脚する事を忘れてはなかつた如く、これからはすべて「教育基本法」に立脚しなければならないのである。まあいつてみれば、あなたはどうして幼児保育に熱心なのかと聞かれた時、「私は幼児が好き

である。幼児と遊ぶのが樂しい」というだけではなく、幼稚園の目的のためには、「教育基本法」の目的を幼児に於て實現するためにと答へなければならぬ譯である。我々は花を愛すると共に、それが枝につき幹につき大地についている事を忘れる事は出来ない。それと同じ意味に於て、幼児教育者は「教育基本法」を忘れてはならない。又これをもつとさかのばれば新憲法に基づいてゐるのである。

一 教育基本法——第一條（教育の目的）

教育基本法は前文と、條文とから成りてゐる。其第一條に教育の目的が明示してある。

『教育は人格の完成をめざし、平和的な國家及び社會の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行わねければならない。』

幼稚園の目的をこのまゝの言葉であらわす事は難しく。しかしこれが幼稚園の目的である。我々の幼稚園も日本の幼稚園である限り、この根本目的を離れて存在しない。そこでこれが幼稚園に如何に結びつかにつけて考えてみる。

最初に「教育は人格の完成をめざし」とあるが、幼稚園教育も亦「人格の完成」をめざすのである。幼稚園令には「心身ヲ健全ニ發達セシム」とあり、今度の幼稚園目的にも「心

身の發達を助長し」とあり、この言葉はたしかに幼兒・發達段階にふさわしい言葉であるが、心身の發達は、教育的には、人格の完成をめざすことに他ならない。幼兒の人格完成をめざすことなしに、たゞ歌をうたい、遊戯をし、畫をかいしているのでは、幼兒のお相手であつて教育ではない。但、人格の完成ということは容易のことではなく、教育ではそれをめざしているのである。めざすと、うことにおいて幼稚園も、他の教育と共に少しもかわりはない。人格完成といふことは小學校・中學校・高等学校・大學でも容易でないが、その完成の長い大きい仕事をめざすことにおいて幼稚園も當然參加している。さてこゝで特に注意をひきたいのはめざすといふことである。めざすといふのは、先きをねらつてゐるということである。あの幼い子に、「人格完成して頂戴」「若し人格が完成出来たら、知らしてくれよ」と云つてみたところでは實にたわいがない。又、めざすとは、今いるところから先きを望んでいることである。何處からめざしてゐるかと云えば此處からめざしているのである、今立つてゐる處から千里のはるかをめざす。此處に立つてゐるのでなければ、夢みてゐるかふうわりしてゐるかである。めざすといふことに意義があるのは、あの千里の先も此處からといふ此處が大切なのである。たゞ夢める心は、こゝを忘れて將來を思ふこともある。しかし教育といふじみちなことでは、こゝの可能性が大切である。人格を完成しようと、今を踏襲して行つては困る。現在を忘れてはいけない。それどころか、將來の遠い希

望の可能性を現在そのものに確信して現在を大切にしてゐるのである。

そこで問題を變えて「人格とは何ぞや」ということについて考へる。多くの人格論は人格の完成したところに就いていふ。つまり出來上つた人格の形よりも、その構成要素が大切である。出來上つた形で云う時は「格」と云う字が大切な意味をもつ。しかしながら、出來て行くであろうと、今では「人」という字が根本である。私達の幼稚園ではこの四月新に幼兒を受取つたが「人格」としてちゃんとしたのは一人もない。しかし格こそ出來ないが「人間」である事は實にいきくと充分に感じた。元來幼稚園での私達の樂しみは生の人間性に基づくことである。幼兒にはまだ人格は出來ていないが、最も人間的である。それを人間性といおう。ところで、人格は格であるが、人間性を離れた人格はない。人間性の無い人格は干物である。修身の先生から見れば幼兒は不完全極まる人格だろうが、人間性は實に溢れこぼれるほど豊かであり、形をなさないで漂いみなぎつてゐる。この人間性にこそ將來の人格が今からめざされる。そうしてこの人間性の發展にこそ人格が期待されるのである。格の完成した形ばかり考えて、この人間性を忘れたのでは、人格の本當の成長を考えているとは云えない。内輪話をすれば、教育刷新委員會でこの原案を討議している間には「教育は人間性」といふ言葉も使わ

れた位である。成文としては人格の完成となつてゐるが、人間性といふ心もちは當然含まつてゐると考へていふ。それは、教育といふものを眞生命において考えるものにとつて當然のことである。しかもこの文で大切なもう一つの點は人格完成を「めざし」とあつて「せしめ」とないことである。「せしめ」という言葉使いに關しては、また後に學校教育法の中で考へるが、めざすとだけ言つて、せしめと強く言わぬこところに、人間性から人格への自然のつながりの妙味が感じられるのである。實に幼兒教育では、人格論も、人間性啓發に盡きるといつてもいいであろう。

但、學校教育法の幼稚園のところには、とりたて、「人間性」という言葉は出て來ない。併し、牛の仔や豚の仔の幼稚園でない限り、これは當りまることである。又更めて書いてないけれども、その學校教育法は教育基本法に基いてゐるのであるから、これは云うまでもないことである。若し、教育基本法なしに、直に學校教育法の第七章のみを見ても「人間性の啓發」という幼稚園教育の主目的がはつきりしないかも知れない。そんなことがあつたら、それこそゆっしいことである。どうしても、教育基本法第一條から考へてゆかなければならぬ。

教育の目的として、殊に平和的、民主的、文化的教育において、「平和的國家社會の形成者になる」眞理正義を愛す」ということの大切なのは素よりである。幼稚園教育としても、これを大切な目的としなければならぬが、それはもうよ

くお分りのことゝと思つので、次の「個人の價値を重んずる」ということに就て一言する。私達は小さい子に對しては、愛する心の霞にぼやけ、個人の價値を重んずるといつた觀念が少くなりがちである。僅に心理學的・科學的根據に於て個性を重んずることはしても、個人としての價値の尊嚴をしつかりと思つてしないことがあり易い。又私共は、幼兒自身をして眞に個人としての價値を重んじさせようとして教育していく。これも幼兒に今すぐ完全に要求することは出來ぬが、幼兒が生物的知識的に發達するばかりでなく、「個人の價値を重んずる」人間に發達しなければ教育とはいえない。このことは幼稚園の教育の實際の中に、網の目のようにこまかく入つて來る問題であつて、我々はいつもこの大切な目的を忘れてはならない。次に、「勤勞を重んじ」ということであるが大人の勤勞の場合での意味がそのまま幼兒にあてはまらぬ事は勿論として、しかも幼兒の中にも立派にある問題である。勤勞の生産的意義などは別として、勤勞的性格という意味では、幼兒教育の目的の中で、しつかり考えられていなければならない。次の「自主的精祿」。これは平易な言葉で云えれば「自分の事は自分でする」と云うことである、幼兒教育で昔から重きをおかれていることであるが、特にデモクラツクな生活者として、その大切なことは論するまでもない。

以上、教育基本法における教育の目的の略説であるが、幼稚園教育に於ては毎日幼兒と遊び、はなから見たら全くたわいないようなことをしているのであるが、たえずこの大きな目

的を目的としていることを忘れてはならない。幼稚園教育の真意を知らない人は「幼稚園の先生は本當に大變ですね」と云う。そしてそれは子供と一緒ににはねまわつて疲れるだろうということ、こまゝした世話の一通りでないことを指すのである。けれども眞に大變なのは、そんなことではなく、あの児童を相手に、この教育目的を實現せんとする事である。小學校・中學校・高等学校・大學と、だん／＼上の學校では、大してむつかしくないかも知れない。しかし、幼稚園では實にむつかしい。大きな目的を持つてゐる人は、目的が目的だけであつてしまふし、児童に即してゐる人は餘りに即してしまう。教育としてはこの兩方が一つにならなくてはならないのである。

三 教育基本法第二條（教育の方針）

第二條には教育の方針が書かれてゐる。

「教育の目的は、あらゆる機會、あらゆる場所において實現せられなければならない。この目的を達成するためには、學問の自由を尊重し、實際生活に即し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢献するように努めなければならない。」

二つは、程度の高い學校で學問が教授される時、甚だむつか

しい事にされてゐる。實際生活に即することは、學ぶ事習う事が高くなる程むづかしくする。しかもそれに對して、新しい教育では實際生活に即することを重んずる。たとえば、新制中學校の大きな特色であり、大いに苦心されているところでもある。實際生活に即そうとすると、とかく學問的知識が薄くなりがちである。學問的知識というものは抽象であり、事實實際から遊離し易い。だから實際生活に即しつゝ、學問的知識の程度を下げぬようにしてはどうか。児童にいとされる。しかしこれが児童教育に於てはどうか。児童に於て實際生活とは遊んでいることである。大人のように大工さん、鍛冶屋さんなど云う實際生活ではないが、児童に於ては遊びは實にリアルな實際である。幼稚園において、遊びわけても自由遊戲を尊重する理由はいろいろあるが、その一番深い理由はそこに児童の實際生活があるからである。「畫のかき方」「歌のうたご方」「もの作り方」等は児童として藝術であり、作業である。それにひきかえ、自由遊戲は實に児童の實際生活である。自由遊戲は、大人がこれを見る時、ロマンチックであり、ふうわりとしたものである。しかし児童自らにとつては實にリアルなのである。若し先生が、「砂で汚れた手を洗ひ實際生活を離れて、教育の中にお入りなさい」と言つたとする。すると児童は、こう云うであらう。「私は先生の教育のいいだは空虚なのよ。先生が云うとおりしていれば、筋肉は發達し、技能は進歩し、知識はつくけれども、それは私の實際生活ではありません」と、それに対して、遊

んでいる時、幼児は彼等としての實際生活に充實しているの

で、幼稚園としては、そこに即してゆかなければならぬ。自由遊戯を藝術的・心理學的・休息的に尊重してゐる人は多いが、私が幼児教育に自由遊戯を尊重するのは、それによつて實際生活に即して教育してゆけるからである。

次に「自發的精神を養ふ」。この自發的といふ言葉は從來も使い古るされて來た。しかし實際生活を離れた自發的とはどうだろうことにならうか、それは寢言である。さあ——實際生活をやめて教育に來れといふことは、上の學校では行われるであろうが幼稚園では意味がない。保育の合圖の鐘をならし、その中で無理にさせる事、すなわち遊戯的實際生活から離れて来させては、決して眞の自發は出來ない。幼児が面白がつてしまふからと云つて、本當の自發ではない。本當の自發は實際生活にそくした中においてこそ行われるものである。こゝまで考えた時「自發的精神を養ふ」といふことの、幼稚園教育の目的としての意味がわかつてくる。

四 教育基本法第三條以下

第三條は教育機會の均等の事について述べてある。憲法に基づいて人間は皆平等である、教育を受くるの権利に於ても平等である、故に幼稚園の教育も、すべての幼児に一元の義務教育としてなされてよい筈である。しかしこれは制度上の事であるから多く言わないとして、私のこと云ひたのは、萬一、折角幼児を集めながらその教育に差別があつては

ならないことである。

第四條は義務教育の事。九年とすることで幼稚園には今直接關係がない。しかし幼稚園の義務制は教育刷新委員會の希望決議になりてることで、その實現の一日も早くことを望み得る。

第五條は男女共學が教育上認められねばならぬと云う事。幼稚園では今まで男女を差別してはしない。ただとえ一緒にしてても、男女に對する先生の考がしびりであつたら、本當の保育ではないであらう。

第六條は法律で定める學校は公の性質を持ち、法で定める學校の教員は全體の奉仕者であるといふ事。この「全體の奉仕」とは何か或る主體への奉仕でなく公の奉仕であると云う意味である。但、その意味は前の非民主的の「公」とは變つてゐるが學校の設立が公立であらうと、私立であらうと社會全體のためにする公の性質のものであるといふことである。

第七條は社會教育の事。

第八條は政治教育の事。

第九條には大事な宗教々育の問題が書かれてある。宗教は信仰の自由を憲法で保證されていることと、その意味では問題はない。又、宗教は人間性の一つの動きであつて、人間性の開拓の上からは獎勵せらるべきことである。しかし學校教育となると社會的關係に於て問題が起る。そこで「宗教に關する尊容の態度及び宗教の社會生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。國及び地方公共團體が設置

する學校は、特定の宗教教育その他宗教活動をしてはならない。」という表現がしてあるのである。宗教はそれ／＼の特質に於て、それ／＼自由な信條をもつものであり、それは各自尊重さるべきものであるが、しかしそれを偏し教育することは、公の學校として困難な問題にぶつかつてくる。そこでこのような表現をしたわけである。特定なる宗教を布教することを許されていないと共に、宗教的宽容が強調されているのである。宗教的宽容とは、自分の信仰を尊重すると共に、人の宗教を尊重するということであり、人が銘々の宗教を持つのを妨げないことである。これは、現に持つてゐる信仰を妨げないという意味にとどまらず、將來如何なる宗教を信じても／＼に對して、幼時から偏狭な考え方を押しつけてはならないという意味も含まれる。殊に幼稚園教育に關する限り

り、宗教教育は、將來こんな宗教にで、その子がいけるところの「宗教に關する宽容なる態度の」教育をすべきである。それが學校（幼稚園）としての正當の態度である。あなたの宗教をその子らが將來もつことを希望されるのは當然である。しかし法によつて立てられている學校は布教機關ではないことも當然である。そこに宗派教育と宗教教育との別もあり、宗教教育における宽容の教育の意義もあるのである。

第十條は教育行政の事。

第十一條は以上の補足。

さてこの「教育基本法」にもとづいて學校教育法が出來ているのである。その中に「學校とは小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園をいう」とあつて制度上學校以外の別扱いになつてはいないのである。

一 學校教育法における幼稚園の目的 (上)

一序 説

學校教育法において、その第七章が幼稚園になつてゐる。教育法の全體を通しては、第七十七條から第八十一條まである。

第七十七條（幼稚園として第一條）で、幼稚園の目的を示し、第七十八條（幼稚園として第二條）で、幼稚園の教育目

標を示してある。目的と目標とを分けてあるところに新規定の一つの大きい特色がある。目的とは遠い處にある。但し教育基本法に示されたるところが一番遠いわけである。それからだん／＼近よつて来るわけであるが、その大目的を實現するため幼稚園のもの任務、すなわち幼稚園といふものの目的である。目標とは、その幼稚園において幼児に達成したい目標である。保育の實際によつて實現して行かねばならぬめ

あてである。目標を立てずして目的へ行くことは出来ない。そういう意味で目的と目標とを區別する。これまで目的と目標とが區別されず、どちらともなつてはいた。幼稚園令では目的を示し目標を示さぬところに自由な奔放な處があつたともいえるが、はつきりしないことも起つた。

一一 幼稚園の目的

まず目的を問題としよう。

「幼稚園は幼児を保育し、適當な環境を與えて、その心身の發達を助長することを目的とする。」

「それはそうさ」と思う人もあるろう。しかしあ互いにとつては、これはなかなか意味深い表現である。

先ず考えてゆく便法として、前の幼稚園令とくらべてみよう。これまで幼稚園の先生の中には、勅令幼稚園令第一條を知らない人があつた。間もなく變るだろうからといふので覚えなかつたのかもしれないが、その先見のとおり、今日變つたわけであるが、その幼稚園令第一條は「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテソノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家上への鋭い興味が出て来るわけである。

先づ第一に、幼児を保育といふ言葉は前と變りがない。今度の第七十七條にも嚴として存在する。これによつて新舊に

かゝわらず「幼稚園は幼児を保育し」という言葉の大しさがわかる。これは幼稚園の諸君のお集まりで云うのは無用の事かも知れない。しかし私はいつも幼稚園の先生にこれからなろうと云う人々には、しつかりこの點をわかつてもらうようにしてゐる。それは、この點がしつかりしていないと、幼稚園として、どんな方向へそれてしまふからである。皆さんにはもうよく御承知の事とは思うけれども、もう一度新らしい感覺を以て考えて行きたい。幼稚園は「保育事業」だと云うのが社會通念になつてゐる。けれども「保育事業」だと云う言葉は幼稚園の何處を捕えて云つてゐるのか。その言葉の云わんとしている點に於て間違はない。しかし何處を捕えていつてゐるのかと云う點はよく考えなければならぬ。これは幼稚園の教育のし方をいつてゐるのである。だから「幼稚園は保育事業」と云う言葉が幼稚園の全目的をいつてゐるものと考えたら不充分である。即ち假にも「幼稚園は教育事業なり」と云う言葉を躊躇める事があれば大變である。幼稚園は保育事業であるが、保育事業たる以上に教育事業である。これをはつきりきめておかないと幼稚園が死んでしまう。これは、私一個人の幼稚園に對する見解・意見・希望からいつた單なる理想論ではない。本質的な問題である。今それを辯證的にいつてみよう。今や幼稚園は學校教育法の中に入つてゐるのである。前の幼稚園令の時ですら、教育事業だと云われていた。それが學校教育法中に入つた今日、明らかに教育事業たる小學校・中學校・高等學校・大學とは別の本

質のもので、小學校・中學校・高等學校・大學は教育事業だが、幼稚園は教育事業でないと、どこからいうことが出来よう。今までには幼稚園令として獨立していなかったから、いろいろに考へられたかも知れない。ところが今度は、はつきりと教育を規定する學校教育法の中に入つてゐるのである。これは本質的に「幼稚園は教育事業なり。」と云ふことが、しつかり確立されたものと云わなければならぬ。國家は教育を規定する教育の法律の中に幼稚園を入れてゐるのである。この理論的根據に基づき、私は「幼稚園は教育事業なり」とはつきり云う。

さて、「幼稚園は教育事業なり。」と云うのに何故「幼兒を教育し」と書かなければとう事になる。「保育し」など云うから幼稚園本來の「教育」の方面が忘れられてくる。だから「保育し」をやめて、幼稚園に限り「教育し」としようといふのが、幼稚園を理解し、頭のいい人々の間に云われて來たことすらあるのである。しかし「保育し」と書いてある。何故であろう。結論としてこう云える。幼稚園の目的が教育にあると云うのは、假に相手が幼兒である事を考へず、これも亦人間であるといふ事だけで考へた場合であると思う。皆さんはあの幼兒を抱いて、實に人間であると思うであろう。幼兒が三歳の子・四歳の子たる事を忘れるのではないが、人間として抱いて居る時、皆さんは幼兒を教育する事を考へる。しかし、實に三歳である。四歳であると云う事に心がそそられた時に、保育してやらねばならぬと考えるであろう。こ

で私は「保育」と云う言葉を用ひる。つまり幼兒に於て「教育」とは「人間事業」である。この意味では幼稚園は教育である。たゞ、じょけなき、自らを自らで處理出来ぬ幼兒であるのを思う時「保育」と云う言葉が現わってくる。

保育とはあの幼兒の幼い生活を細やかにケヤー即ち世話をすることである。イギリスのナースリィスクールではケヤーと云う事をよく云い、アメリカの今日の幼稚園でも多く云われてゐる。大學生に對してはケヤーする必要はない。勿論息子の全生活を心配してくる親は、幾歳になつても care を忘れられない。しかし學校は一まずケヤーから離れて教育の面を受持つが、幼稚園は相手があの幼兒であるからケヤーをば忘れないのである。ケヤーは、「細やかに世話をすることである。「はなが出たら自分で拭け。こちらは教育する。」「怪我をしたら自分で薬をつける。先生は教育者なり」これではやつて行けない。自らおのれを支えられぬ helpless な幼兒である。誰か世話をしなければならない。だから多分にケヤーが入つてくるのである。保育所の方々は母の忙がしさに家庭でケヤーしてあるのをねじらし子等の爲に、教育の事に心の動く前にケヤーの心が先づ動いてられるのである。飢えたものに食らわせ、寒い者に衣服を與え、汚れた者を洗つてやる。それを精一杯行わると共に専ら保育事業の姿がある。しかし、これは保育所に限らない。教育を目的として出發した時でも、幼兒事業であるからにはケヤーをはなれる事は出來ぬのである。すなわち目的として教育でも、相手の

年齢に基づいてケヤーがなくてはならないのである。私は敢えて年齢に基づいてと云う。「社會的實狀」からいえば多分にケヤーしてやらなければならぬという必要分量があらう。適にいえば、先生という人によつて我子のケヤーをして貰はねばならぬ「家庭狀況」もある。そうしたことの如何にかわらず保育は、幼児の「年齢」に基づく必要である。

ところで、今までのところは、對象の年齢に基づいてケヤーの必要な事をのべて來たが、こゝに、もう一つ、それとは別にケヤーの必要な考え方がある。一體教育と云う事、特に人間教育という事に缺くべからざる事は、教育者と教育を受ける者との人間的結びつきである。これなしに教育は出來ない。大學生と先生でも人間的にあれ合う事なしには教育出來ない、高等學校、中學、小學生に於て愈々然りである、大まかに中學校上級生から大學にかけての接觸では、先生の學問にふれると云う事もあり、人格にふれると云う事もある。しかし幼兒に對して「學問的意見を交換しよう」という事も出来ないし、幼兒の方から、「あの先生は學問的蘊蓄があるから」と近づいて來る事も、「人格的にすぐれているから」としたつて來る事もない。ところが、また、人間的だといつて幼兒をいくら抱きしめてみたところで、結びつくものでもないし頗すりしてみても結びつくものでもない。幼兒を眞にあなたに結びつけるのは一體何であらうか。曰く「愛を持て」と誰れもいふ。しかし、愛といつてたゞ、心を心に通わせ得るものでもない。實際に鼻汁拭いてやるより他はない。私は

ひひる世の母達に云う。生んだが故にその子がなつくと思うと間違ひである。「お前を生んだのは私だよ」といつてみても子供は只「そうですか」と答える文であろう。なつくのは世話をし、實際に育てゝいるからである。細かい世話がゆき屈くからである。幼稚園の先生とて同じである。但し、結びつく爲に世話するのではないが、手が濡れていれば拭いてやる、その何でもないような事が始終ある時あなたとその子と結びつくのである。教育は人間的接觸なしには出發しない。そして相手が幼兒だからケヤーなしには人間的接觸なしには出發しない。保育する事なしに教育する事は出來ないのである。

さて第一段では年齢的であり、第二段ではケヤーの道を通りずしてその子を教育する道はないといふ事をのべた。どちらにせよ、教育はその上でのことである。但しケヤーがすんでから、それから教育にとりかかると言ふのではない。世話を通じての教育であり世話なしに教育する可能性はないといふ譯である。幼稚園が「保育」という字を忘れぬ所以はこゝにある、必要の方面から始めた保育所の方が保育するのは當然であるが、その必要が多くなく始めた場合でも、保育する事なしには幼兒教育出來ないのである、ケヤーして下さる先生が歌つて下さる。歌を描いて下さるのである。そのケヤーを忘れてしまつて、只歌の問題、訓育の問題としては幼兒教育は成立しない。この意味で「私は教育者たる前に保育者たる事を望む」と皆さんがおつしやつてもいいのである。

以上、保育を強調してきたが、だからと云つて幼兒を保育

せんとする人は保育だけで事了るものではない。保育の必要に迫られ、それに揮身の努力を擲げてなお足りぬと云う保育事業者にしてもそれ丈では事了るまい。此處が「幼児教育は保育だがやはり教育だ。教育的精神性なるべからず」という所である。これについて私は或る歴史的話を申し上げよう。フレーベルが幼稚園と云う言葉をこしらえるについて、多くはフレーベルの心理學が、兒童觀が、教育論が、フレーベルの幼稚園をこしらえたといわれる。しかし歴史的事實で忘れる事の出来ないのは、フレーベルは幼兒の教育が必要であり可能である事を考えてヘルリンの託児所を見學した事である。これは學說のかげに隠れてあまり知られていない事かも知れないが。そのフレーベルの見た託児所でケヤーをすると同時に教育的精神があつたら、フレーベルは新に幼稚園を作らず、これに參加する丈でよかつたであろう。しかし當時の託児所はケヤーのみにとどまり（實はそれもほんとうには出來ず）頗る非教育的であつた。フレーベルはケヤーの必要を認めめたが、特に教育精神に出發して、當時の託児事業を刷新するべく幼稚園をこしらえたのである。その幼稚園は實にフレーベルの教育哲學を一ぱいにした教育事業であつたが、そこへ來ている大多數は靴のない子であつたからケヤーなしに過す日は一日もなかつたのである。フレーベルの幼稚園はとく花園の如き物と考えがちであるが、實はこういう處であつたのである。更に話をさかのぼらせて、そのフレーベルを失望させた託児所とはどういうものか。昔アルサスロレンスの

地に大そう慈悲心に細やかなる教會の牧師さんがあつた。彼はその教區の子が親から捨てられてゐるのを可憐そうに思い打捨て難く思つた。ところが幸に其處に勤めていた女中が非常に慈愛に富んでいて、徹底的ケヤーの仕事をした。これが託児所の始まりである。さてこの牧師さんは「何とお腹の空いた、汚い着物の子であろう」と思ふ、それがじらしくてたまらなかつたにも相違ないが、人間として見る心の中には、その子の胃袋の問題、衣服の問題の他に、魂の問題をも心配したに相違ない。又、それを受けた女中もそのことに無関係であつたとは考えられない。こゝに、託児所の崇高なる起源があるのである。その後現代都市の發達の上からとり敢えず工場に託児所をおいた。こゝには現代都市生活に基づく託児所が發達したのである。この現代に起つた物とアルサスロレンスの物とどんな關係があるかは此處では論じない。簡単に云えば、アルサスロレンスのは慈善事業であつたし、後の現代の物は社會事業であつたのである。ところで、フレーベルのみた託児所がそのどちらであつたか私は知らない。或は慈善事業として慈愛心の薄らぎつた託児所であつたか、初めから單なる社會理念上の事業であつたか、どつちにしても、當時のドイツの託児所はフレーベルをして満足せしめたのである。

會から

○新しい教育制度と共に、新しい教育目的の理解、新しい教

育方法の研究は、いまや全教育者の一大熱意となり来っています。幼児教育者諸君においても、その熱意に一步のおくれをもみせていません。

殊に、幼稚園教諭（保母）の資格向上に對する再教育は、緊急事中の緊急事として、皆さんの精勤を盛り上がらせています。

○五月から六月にかけて、十五回四十五時間に亘る、東京都主催倉橋講師の「學校教育法における新しい幼稚園の性格とその保育原理」の講習會は、そのさきがけの一つでした。この長期講習に毎週二回ずつ、全都公私立幼稚園及び保育所から殆んど無缺席に出席せられた二百五十に餘る講習員諸君の熱意は今日全國に轟る新保育研究の熱意を、先づ具現したものでした。本誌はその講演の筆記を本號から連載して、この熱意に報いることにしました。

○この時、東京都内國立公立私立の幼稚園及保育所の各保育團體の總連合の實現が進行しつゝあり、六月を期して、その發會總會が擧げられたといふ吉報を聞くことも、よろこび此の上ないことです。これが關西初め東西南

北の保育團體と相結んで、眞に全日本の名に

價する全國保育連合が初めて實現する日も期して待たるゝことです。

○そうした中で、本誌每號の發行遲延は、現下の諸事情によるとはいえ、なんといつても怠慢の罪を、自ら責めなければなりません。

月々待つていて下さる誌友諸君に對して、お詫びのしようもありません。その點出来るだけの、「選配」をとりかえす方策をとりますと共に、せめて内容の充實に一層の努力をつくします。御好情を願います。

「幼兒の教育」

編集主幹 倉 橋 惣 三
協力委員 牛 島 義 友 三
牛 島 義 友 三
及 川 ふ み み
齋 藤 文 雄 み
多 田 鐵 雄 み
山 下 俊 郎 み

東京都千代田區神田神保町三ノ二九
印刷所 明和印刷株式會社
東京都文京區大塚町三十五
東京女子高等師範學校附屬幼稚園內
發行所 日本幼稚園協會
東京都千代田區神田神保町三ノ二九

發賣所 株式會社 フレーベル館

電話九段(33)一四〇〇・四四一・三四五
振替 東京 一九六四〇番

○本誌御購読について注文申込その他は凡て發賣所フレーベル館宛に願います

幼兒の教育 第四十六卷 第五號

定價 金 五 圓 也

昭和二十一年七月十五日印刷納本
昭和二十一年七月二十日發行

東京女子高等師範學校附屬幼稚園內
編集兼 發行者 倉 橋 惣 三

東京都千代田區神田神保町三ノ二九
印刷者 發 田 篁 藏
東京都千代田區神田神保町三ノ二九

東京都千代田區神田神保町三ノ二九
印刷所 明和印刷株式會社
東京都文京區大塚町三十五

東京女子高等師範學校附屬幼稚園內
發行所 日本幼稚園協會
東京都千代田區神田神保町三ノ二九

及川ふみ先生畫

ヌリエ

B6 判全二冊
卷一、年少用
卷二、年長用

定價各金七圓 送料各一圓二十錢
本帳は東京女子高等師範學校附屬幼稚園の立案にて全國幼稚園、保育所に採用せられ頗る好評、表紙極豊色頗る美麗、本文十六枚綴

出席力ード

十二枚一組

定價金拾圓

各幼稚園の爲に特製した二つ折の美しい四色刷のカード
一ヶ月一枚宛、十二枚一箇年分、裏面には幼稚園と家庭
との通信欄を設く

じゆう画帳

A5 判全一冊

定價金三圓五十錢
郵税金一圓二十錢

立體的手技の初めで、兒童自身工夫想像の餘地は少く、最初は全く模倣作業で稍困難ですが、慣るゝにつれて喜んで之をいたします。可成正確に折らせる處に諸種の教育的價值があります。

手技用折紙

全五色
各色五十九枚
赤・青・黄・綠・紫

月謝袋

B7 判
五十枚一組

一組定價金廿五圓 送料一圓二十錢

出席簿

B五判
五十枚一組

一組定價金五拾圓 送料一圓二十錢
巾六寸縦八寸五分にて兩面刷です一枚に園児四十名分を記入することができます

京東座口替振番〇四六九一

所行發行館ルベーレフ 式株式會社 田代千都京東
町保神田神區田代千都京東
番九十二目丁三

顧問 倉橋惣三先生

キンタフ・ア

定價一冊金拾圓 送料金五十錢

繪雑誌界の霸王

新しい保育用として全國の御家庭に
是非一冊を備へられんことを

各地代理店

發行所

株式會社

フレーベル館

東京都千代田區神田神保町三丁目廿九番地

振替口座東京一九六四〇番

北海道代理店 柏 幼 舍
北海道帶廣市東一條南九丁目一〇

東北代理店

淺見

商

事

高崎市田町三丁目十六番地

東北代理店

金

井

榮

一

東部代理店

岡

田

商

店

北陸代理店

柴

田

喜

一

東京都葛飾區金町

福井市佐久良仲町

群馬縣伊勢崎市新町

四國代理店

松山市末廣町二丁目二十二番地

岐阜市湊町十八番地

中國代理店

岡山市小橋町百七十七番地

新

關西代理店

安

田

生

社

關東代理店

東京都杉並區西荻窪三ノ九五

友

社